対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱

(作 成 日)平成 2 年 5 月 2 4 日 (最終改正日)平成 2 8 年 6 月 3 日

1~4 (略)

5 認定後の事務等

(1)検査申請

認定と畜場等において、食肉を米国に輸出するために 獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場 法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7 条に定める検査申請書のほか、別紙様式4による申請書 を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。な お、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添 5によることとする。

(2)輸出食肉に関する食肉衛生証明書の発給等ア (略)

イ 検査に合格した食肉を認定と畜場等の外部の施設に 搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行 時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、 食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発 行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら の記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後 に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行す る。 旧

対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱

(作 成 日)平成 2 年 5 月 2 4 日 (最終改正日)平成 2 8 年 <u>2</u> 月 <u>5</u> 日

1~4 (略)

5 認定後の事務等

(1)検査申請

認定と畜場等において、食肉を米国に輸出するために 獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場 法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7 条に定める検査申請書のほか、別紙様式4による申請書 を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。

(2)輸出食肉に関する食肉衛生証明書の発給等 ア (略)

- 1 -

<u>ウ</u> (略)

工 (略)

オ 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食 <u>肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を 行った場合には、速やかに当該証明書を返納するもの</u> <u>とする。</u>

(3)~(5)(略)

(別紙様式1 と畜場設置者申請様式)

(略)

1 と畜場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号)

2、3(略)

(別紙様式2 食肉処理場設置者申請様式)

(略)

1 食肉処理場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号)

2、3(略)

(別紙様式1~6)(略)

別添1~4 (略)

別添 5 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続

1 輸出計画書の提出

食肉を輸出しようとする者(以下「輸出者」という。) は、別記様式5に必要事項を記入の上、以下により年度内 の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛 生検査所長又は保健所長あてに提出すること。

(1)輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載するこ

<u>イ</u> (略)

<u>ウ</u> (略)

(3)~(5)(略)

(別紙様式1 と畜場設置者申請様式) (略)

1 と畜場の所在地<u>、名称及び法人番号</u>

2、3(略)

(別紙樣式2 食肉処理場設置者申請樣式) (略)

啊 / 1 食肉処理場の所在地、名称及び法人番号

2、3(略)

(別紙様式3~6)(略)

別添1~4 (略)

と。

- (2)一つの輸出計画書に、同一の当該食肉衛生検査所又は 保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域 向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- (3)輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた 場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。 なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあって は、変更の届出は要しない。
- 2 食肉衛生証明書の発行申請

_輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに送付すること(その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。)。なお、1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1)申請に利用する情報システムについて、セキュリティ 対策に努めること。

(2)食肉衛生証明書は、従来どおり書面による交付となる ことから、受取方法について証明書発行機関とあらかじ め調整すること。

〔別記様式5〕

年 月 日

食肉衛生検査所長/保健所長 殿

申請者 住所

<u>氏名</u> <u>印法人にあってはその名称、所在地及び</u> 代表者氏名

- 3 -

食肉輸出計画書

平成 年度の食肉の輸出計画を下記のとおり提出いたします。

<u>記</u>

1.担当者

部署名:

担当者氏名:

電話番号:

<u>E-mailアドレス:</u>

2 . 輸出計画

輸出年月	輸出先国・地域	食肉の畜種	数重量

対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱

(作成日)平成17年12月12日 (最終改正日)平成<u>28</u>年 <u>6</u> 月 <u>3</u> 日 対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱

IΗ

(作成日)平成17年12月12日 (最終改正日)平成25年12月27日

(略)

要旨

- (1)対カナダ輸出食肉を取り扱おうとすると畜場等の設置 者(以下「設置者」という。)は、あらかじめ当該施設 を管轄する都道府県知事又は保健所を設置する市の市長 (以下「都道府県知事等」という。)を経由して、本要 綱で定める食肉衛生及び家畜衛生に係る要件を満たして いることを示す資料を添付して厚生労働省医薬・生活衛 生局生活衛生・食品安全部長(以下「生活衛生・食品安 全部長」という。) に申請する。
- (2)都道府県知事等は、提出に当たり、副申とともに申請│(2)都道府県知事等は、提出に当たり、副申とともに申請 と畜場等における都道府県又は保健所を設置する市(以 下「都道府県<u>等</u>」という。) の検査体制に関する資料を 添付するものとする。
- (3) 生活衛生・食品安全部長は、申請と畜場等に係る要件 及び都道府県等の検査体制について書類審査及び現地調 査の上、本要綱で定める要件を満たしていると確認した 場合は、その旨を都道府県知事等を通じ設置者に通知す るとともに、カナダ食品検査庁に通知する。
- (4)(略)

(略)

要旨

- (1)対カナダ輸出食肉を取り扱おうとすると畜場等の設置 者(以下「設置者」という。)は、あらかじめ当該施設 を管轄する都道府県知事又は保健所を設置する市の市長 (以下「都道府県知事等」という。)を経由して、本要 綱で定める食肉衛生及び家畜衛生に係る要件を満たして いることを示す資料を添付して厚生労働省医薬食品局食 品安全部長に申請する。
 - と畜場等における都道府県又は保健所を設置する市(以 下「都道府県<u>市</u>」という。) の検査体制に関する資料を 添付するものとする。
- (3) 厚生労働省医薬食品局食品安全部長は、申請と畜場等 に係る要件及び都道府県市の検査体制について書類審査 及び現地調査の上、本要綱で定める要件を満たしている と確認した場合は、その旨を都道府県知事等を通じ設置 者に通知するとともに、カナダ食品検査庁に通知する。
- (4)(略)

- 5 -

認定の要件

対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等は、次の要件を満 たさなければならない。

(1)食肉衛生関係

ア (略)

イ 食肉検査関係

(ア)厚生労働省があらかじめ<u>都道府県等</u>の推薦を受け て対カナダ輸出食肉を検査する検査員として指名し たと畜検査員(以下「指名検査員」という。)によ って、別に定める方法により、当該と畜場等でとさ つ・解体及び分割されるすべての獣畜及び食肉につ いての検査が実施されていること。

(イ)(略)

(ウ)別添3のうち、第1から第3までが適正に実施さ れているか検証するため、「第4 指名検査員によ る検証」を実施すること。

(エ)(オ)(略)

(2)家畜衛生関係

ア と畜場は、カナダ食品検査庁が牛疫又は口蹄疫の汚 染地域と指定した地域(以下「牛疫等汚染地域」とい う。)で生産され、若しくは飼養され、又は船舶等に よる輸送によりこれらの汚染地域に寄港若しくは陸揚 げされた動物を受け入れていないこと。

イ~エ (略)

- 4 認定等の手続
- (1)と畜場等の設置者の申請手続

対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等としての認定を 受けようとすると畜場等の設置者は、と畜場にあっては 別紙様式1により、食肉処理場にあっては別紙様式2に

認定の要件

対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等は、次の要件を満 たさなければならない。

(1)食肉衛生関係

ア (略)

イ 食肉検査関係

(ア)厚生労働省があらかじめ<u>都道府県知事等</u>の推薦を 受けて対カナダ輸出食肉を検査する検査員として指 名したと畜検査員(以下「指名検査員」という。) によって、別に定める方法により、当該と畜場等で とさつ・解体及び分割されるすべての獣畜及び食肉 についての検査が実施されていること。

(イ)(略)

(ウ)別添3のうち、第1から第3までが適正に実施さ れているか検証するため、「第4 行政機関による 検証」を実施すること。

(エ)、(オ)(略)

(2)家畜衛生関係

と畜場は、カナダ食品検査庁が牛疫又は口蹄疫の汚 染地域と指定した地域(別表の2、以下「牛疫等汚染 地域」という。)で生産され、若しくは飼養され、又 は船舶等による輸送によりこれらの汚染地域に寄港若 しくは陸揚げされた動物を受け入れていないこと。

イ~エ (略)

- 4 認定等の手続
- (1)と畜場等の設置者の申請手続

対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等としての認定を 受けようとすると畜場等の設置者は、と畜場にあっては 別紙様式1により、食肉処理場にあっては別紙様式2に より当該と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長及び都道府県知事等を経由して<u>生活衛生・食品安全部長</u>あて関係資料を添付して申請し、併せて、当該申請書類の副本を当該と畜場等のある地域を管轄する地方厚生局健康福祉部食品衛生課(以下「地方厚生局」という。)あて提出する。

(2)都道府県等の提出手続

対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等としての認定を受けようとすると畜場等の設置者から申請書を受け付けた都道府県知事等は、別紙様式3により当該と畜場等の検査体制に関する資料を添えて生活衛生・食品安全部長あて提出し、併せて、当該申請書類の副本を地方厚生局あて提出する。

(3)審査

厚生労働省は、申請書等について書類審査を行い、問題がないと判断された場合は、厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部</u>監視安全課の輸出食肉検査担当官を当該と畜場等及び食肉衛生検査所に派遣し、現地調査を実施する。

(4)と畜場等の認定及び指名検査員の指名

ア (略)

イ 指名検査員の指名

厚生労働省は、書類審査及び現地調査により、都道府県等から推薦されたと畜検査員により、と畜場等で実施されている食肉の検査等が適当であると認められる場合には、当該と畜検査員をカナダに向け認定と畜場等の指名検査員として指名し、併せて指名検査員の中から対カナダ食肉衛生証明書の署名者として指名し、各と畜場毎にリストを作成して都道府県等に通知する。

より当該と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長及び都道府県知事等を経由して<u>厚生労働省医薬食品局食品安全部長</u>あて関係資料を添付して申請し、併せて、当該申請書類の副本を当該と畜場等のある地域を管轄する地方厚生局健康福祉部食品衛生課(以下「地方厚生局」という。)あて提出する。

(2)都道府県市の提出手続

対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等としての認定を受けようとすると畜場等の設置者から申請書を受け付けた都道府県知事等は、別紙様式3により当該と畜場等の検査体制に関する資料を添えて<u>厚生労働省医薬食品局食品安全部長</u>あて提出し、併せて、当該申請書類の副本を地方厚生局あて提出する。

(3)審査

厚生労働省は、申請書等について書類審査を行い、問題がないと判断された場合は、厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部</u>監視安全課の輸出食肉検査担当官を当該と畜場等及び食肉衛生検査所に派遣し、現地調査を実施する。

(4)と畜場等の認定及び指名検査員の指名

ア (略)

イ 指名検査員の指名

厚生労働省は、書類審査及び現地調査により、都道府県<u>知事</u>等から推薦されたと畜検査員により、と畜場等で実施されている食肉の検査等が適当であると認められる場合には、当該と畜検査員をカナダに向け認定と畜場等の指名検査員として指名し、併せて指名検査員の中から対カナダ食肉輸出証明書の署名者として指名し、各と畜場毎にリストを作成して都道府県<u>知事等あて</u>に通知するとともに、カナダ食品検査庁あて通知する。

- 7 -

5 認定後の事務等

(1)検査申請

認定と畜場等において、食肉をカナダに輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式4による申請書を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添5によることとする。

(2)輸出食肉に関する食肉衛生証明書の発給等 ア (略)

イ 検査に合格した食肉を認定と畜場等の外部の施設に 搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発 行時点で荷送人、荷受人又は仕向地等が未定である場 合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の 上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よ りこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出 を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証

ウ (略)

工(略)

オ 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食 肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を 行った場合には、速やかに当該証明書を返納するもの とする。

(3) 検査結果及び輸出量の報告

明書を再発行する。

都道府県等は毎月10日までに前月分の検査結果等を認定と畜場等毎に別紙様式6により地方厚生局あて報告する。

(4)(略)

5 認定後の事務等

(1)検査申請

認定と畜場等において、食肉をカナダに輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式4による申請書を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。

(2)輸出食肉に関する食肉衛生証明書の発給等ア (略)

<u>イ</u> (略) ウ (略)

(3)検査結果及び輸出量の報告

都道府県市は毎月10日までに前月分の検査結果等を 認定と畜場等毎に別紙様式6により地方厚生局あて報告 する。

(4)(略)

(5)変更の届出

- ア と畜場等の設置者は4の(1)に規定する申請事項について変更しようとするときは、あらかじめ都道府県等の了承を得るものとし、変更後、都道府県等は遅滞なく当該変更の内容及び年月日を生活衛生・食品安全部長あて報告し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出する。
- イ 都道府県等は4の(2)に規定する検査体制等を変更 しようとするときは、あらかじめ当該変更の内容及び 変更予定日を生活衛生・食品安全部長あて報告し、併 せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出する。

(別紙様式1 と畜場設置者申請様式)

年 月 日

厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u> 殿 (略)

1 と畜場の所在地及び名称<u>(法人にあっては法人番号)</u> 2、3(略)

(別紙樣式2 食肉処理場設置者申請樣式)

年 月 日

厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u> 殿 (略)

1 食肉処理場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号) 2、3(略)

(別紙様式3 都道府県等申請様式)

年 月 日

厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u> 殿 (略) (5)変更の届出

- ア と畜場等の設置者は4の(1)に規定する申請事項について変更しようとするときは、あらかじめ都道府県等の了承を得るものとし、変更後、都道府県市は遅滞なく当該変更の内容及び年月日を<u>厚生労働省医薬食品局食品安全部長</u>あて報告し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出する。
- イ 都道府県市は4の(2)に規定する検査体制等を変更 しようとするときは、あらかじめ当該変更の内容及び 変更予定日を<u>厚生労働省医薬食品局食品安全部長</u>あて 報告し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて 提出する。

(別紙様式1 と畜場設置者申請様式)

年 月 日

厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部長</u> 殿 (略)

1 と畜場の所在地及び名称

2、3(略)

(別紙樣式2 食肉処理場設置者申請樣式)

年 月 日

厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部長</u> 殿 (略)

1 食肉処理場の所在地及び名称

2、3(略)

(別紙様式3 都道府県等申請様式)

年 月 日

厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部長</u> 殿 (略)

- 9 -

(別紙様式4~5)(略)

(別紙様式6 報告様式)

年 月 日

厚生局長 殿

都道府県等衛生主管部局長

(略)

別添1~3 (略)

別添4 不正の防止基準

第1 検印等

- 1 検印等の承認
- (1)検印及び封印シール

都道府県知事等は認定を受けたと畜場等毎に、検査に合格した枝肉等に押印する認定番号をいれた検印(別記様式1)を作成し、生活衛生・食品安全部長にその印影を届け出て、承認を得なければならない。

(略)

(2)容器包装に印刷する検査済証

都道府県等は認定を受けたと畜場等毎に、製品の容器包装に印刷する検査済証(別記様式3)及び必要な表示事項(別記様式4)の印刷見本をあらかじめ作成し、生活衛生・食品安全部長にその印刷見本を届け出て、承認を得なければならない。

(略)

- 2 検印等の保管・管理
- (1)都道府県<u>等</u>は、承認を受けた検印について、その大きさ、形、通し番号、作成年月日を記した保管台帳を

(別紙様式4~5)(略)

(別紙様式6 報告様式)

年 月 日

厚生局長 殿

都道府県<u>市</u>衛生主管部局長

(略)

別添1~3 (略)

別添4 不正の防止基準

第1 検印等

- 1 検印等の承認
- (1)検印及び封印シール

都道府県知事等は認定を受けたと畜場等毎に、検査に合格した枝肉等に押印する認定番号をいれた検印(別記様式1)を作成し、<u>厚生労働省医薬食品局食品安全部長</u>にその印影を届け出て、承認を得なければならない。

(略)

(2)容器包装に印刷する検査済証

都道府県市は認定を受けたと畜場等毎に、製品の容器包装に印刷する検査済証(別記様式3)及び必要な表示事項(別記様式4)の印刷見本をあらかじめ作成し、厚生労働省医薬食品局食品安全部長にその印刷見本を届け出て、承認を得なければならない。

(略)

- 2 検印等の保管・管理
- (1)都道府県市は、承認を受けた検印について、その大きさ、形、通し番号、作成年月日を記した保管台帳を

作成し、その写しを厚生労働省に届け出なければならない。

(略)

- (2)都道府県等は、承認を受けた封印シールについて、 その大きさ、形、通し番号、作成年月日を記した保管 台帳を作成し、その写しを厚生労働省に届け出なけれ ばならない。
- (3)~(5)(略)
- 3 格付印等

格付印その他枝肉等に使用される印については、都道府県<u>等</u>より厚生労働省にその印影を届け出なければならない。

[別記様式1~4] (略)

第2 (略)

<u>別添5</u> 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)

〔別記様式5〕

(略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)

作成し、その写しを厚生労働省に届け出なければならない。

(略)

- (2)都道府県市は、承認を受けた封印シールについて、 その大きさ、形、通し番号、作成年月日を記した保管 台帳を作成し、その写しを厚生労働省に届け出なけれ ばならない。
- (3)~(5)(略)
- 3 格付印等

格付印その他枝肉等に使用される印については、都道府県<u>市</u>より厚生労働省にその印影を届け出なければならない。

〔別記様式1~4〕 (略)

第2 (略)

- 11 -

対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱(平成19年2月15日食安発第0215001号別紙)新旧対照表

対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱

新

(作 成 日)平成19年2月15日 (最終改正日)平成28年6月3日

1 (略)

2 要旨

- (1)対香港輸出食肉を取り扱おうとすると畜場等の設置者 (以下「設置者」という。)は、あらかじめ当該施設を 管轄する都道府県知事又は保健所を設置する市の市長(以 下「都道府県知事等」という。)を経由して、本要綱で 定める食肉衛生及び家畜衛生に係る要件を満たしている ことを示す資料を添付して厚生労働省<u>医薬・生活衛生局</u> 生活衛生・食品安全部長(以下「生活衛生・食品安全部 長」という。)に申請する。
- (2)(略)
- (3)<u>生活衛生・食品安全部長</u>は、申請と畜場等に係る要件 及び都道府県等の検査体制について書類審査及び現地調 査の上、本要綱で定める要件を満たしていると確認した 場合は、その旨を都道府県知事等を通じ設置者に通知す るとともに、香港食物環境衛生署あて製品の動線及び製 造工程を記した英語の図面、香港向け食肉の製造に係る分 別管理に関する英語の資料並びに製造工程の動画を添付し て通知する。

(4)(略)

対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱

旧

(作 成 日)平成19年2月15日 (最終改正日)平成27年1月15日

1 (略)

2 要旨

- (1)対香港輸出食肉を取り扱おうとすると畜場等の設置者 (以下「設置者」という。)は、あらかじめ当該施設を 管轄する都道府県知事又は保健所を設置する市の市長(以 下「都道府県知事等」という。)を経由して、本要綱で 定める食肉衛生及び家畜衛生に係る要件を満たしている ことを示す資料を添付して厚生労働省医薬食品局食品安 全部長に申請する。
- (2)(略)
- (3)<u>厚生労働省医薬食品局食品安全部長</u>は、申請と畜場等に係る要件及び都道府県等の検査体制について書類審査及び現地調査の上、本要綱で定める要件を満たしていると確認した場合は、その旨を都道府県知事等を通じ設置者に通知するとともに、香港食物環境衛生署あて製品の動線及び製造工程を記した英語の図面、香港向け食肉の製造に係る分別管理に関する英語の資料並びに製造工程の動画を添付して通知する。
- (4)(略)

3 認定の要件

(1)食肉衛生関係

対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等は、次の要件を満たさなければならない。

ア (略)

イ 食肉検査関係

(ア)(イ)(略)

(ウ) 別添3のうち、第1から第3までが適正に実施されているか検証するため、「第4 指名検査員等による検証」を実施すること。

(エ)(オ)(略)

(2)(略)

4 認定等の手続

(1)と畜場等の設置者の申請手続

対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等としての認定を受けようとすると畜場等の設置者は、と畜場にあっては別紙様式1により、食肉処理場にあっては別紙様式2により当該と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長及び都道府県知事等を経由して生活衛生・食品安全部長あて関係資料を添付して申請し、併せて、当該申請書類の副本を当該と畜場等のある地域を管轄する地方厚生局健康福祉部食品衛生課(以下「地方厚生局」という。)あて提出する。

(2)都道府県等の提出手続

対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等としての認定を受けようとすると畜場等の設置者から申請書を受け付けた 都道府県知事等は、別紙様式3により当該と畜場等の検 査体制に関する資料を添えて生活衛生・食品安全部長あ て提出し、併せて、当該申請書類の副本を地方厚生局あ

3 認定の要件

(1)食肉衛生関係

対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等は、次の要件を満 たさなければならない。

ア (略)

イ 食肉検査関係

(ア)(イ)(略)

(ウ) 別添3のうち、第1から第3までが適正に実施されているか検証するため、「第4 <u>行政機関</u>による検証」を実施すること。

(エ)(オ)(略)

(2)(略)

4 認定等の手続

(1)と畜場等の設置者の申請手続

対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等としての認定を受けようとすると畜場等の設置者は、と畜場にあっては別紙様式 1 により、食肉処理場にあっては別紙様式 2 により当該と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長及び都道府県知事等を経由して厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて関係資料を添付して申請し、併せて、当該申請書類の副本を当該と畜場等のある地域を管轄する地方厚生局健康福祉部食品衛生課(以下「地方厚生局」という。)あて提出する。

(2)都道府県等の提出手続

対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等としての認定を受けようとすると畜場等の設置者から申請書を受け付けた 都道府県知事等は、別紙様式3により当該と畜場等の検 査体制に関する資料を添えて<u>厚生労働省医薬食品局食品</u> 安全部長あて提出し、併せて、当該申請書類の副本を地

- 13 -

て提出する。

(3)審査

厚生労働省は、申請書等について書類審査を行い、問題がないと判断された場合は、厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部</u>監視安全課の輸出食肉検査担当官を当該と畜場等及び食肉衛生検査所に派遣し、現地調査を実施する。

(4)(略)

5 認定後の事務等

(1)検査申請

認定と畜場等において、食肉を香港に輸出するために 獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場 法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7 条に定める検査申請書のほか、別紙様式4による申請書 を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。な お、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添 5によることとする。

(2)輸出食肉に関する食肉衛生証明書の発給等

ア (略)

イ 検査を合格した食肉を認定と畜場等の外部の施設に 製品を搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書 の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の 上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。

ウ (略)

工 (略)

オ 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食

方厚生局あて提出する。

(3)審査

厚生労働省は、申請書等について書類審査を行い、問題がないと判断された場合は、厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部</u>監視安全課の輸出食肉検査担当官を当該と畜場等及び食肉衛生検査所に派遣し、現地調査を実施する。

(4)(略)

5 認定後の事務等

(1)検査申請

認定と畜場等において、食肉を香港に輸出するために 獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場 法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7 条に定める検査申請書のほか、別紙様式4による申請書 を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。

(2)輸出食肉に関する食肉衛生証明書の発給等ア (略)

<u>イ</u> (略)

<u>ウ</u> (略)

<u>肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するもの</u>とする。

(3)(4)(略)

(5)変更の届出

ア と畜場等の設置者は4の(1)に規定する申請事項について変更しようとするときは、あらかじめ都道府県等の了承を得るものとし、変更後、都道府県等は遅滞なく当該変更の内容及び年月日を生活衛生・食品安全部長あて報告し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出する。

イ 都道府県等は4の(2)に規定する検査体制等を変更 しようとするときは、あらかじめ当該変更の内容及び 変更予定日を生活衛生・食品安全部長あて報告し、併 せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出する。

(別紙様式1 と畜場設置者申請様式)

年 月 日

厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u> 殿 (略)

1 と畜場の所在地及び名称<u>(法人にあっては法人番号)</u>

2、3(略)

(別紙様式2 食肉処理場設置者申請様式)

年 月 日

厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u> 殿 (略)

1 食肉処理場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号)

2、3(略)

(3)(4)(略)

(5)変更の届出

ア と畜場等の設置者は4の(1)に規定する申請事項について変更しようとするときは、あらかじめ都道府県等の了承を得るものとし、変更後、都道府県市は遅滞なく当該変更の内容及び年月日を厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて報告し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出する。

イ 都道府県市は4の(2)に規定する検査体制等を変更 しようとするときは、あらかじめ当該変更の内容及び 変更予定日を<u>厚生労働省医薬食品局食品安全部長</u>あて 報告し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて 提出する。

(別紙様式1 と畜場設置者申請様式)

年 月 日

厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部長</u> 殿

1 と畜場の所在地及び名称

2、3(略)

(別紙様式2 食肉処理場設置者申請様式)

年 月 日

厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部長</u> 殿 (略)

1 食肉処理場の所在地及び名称

2、3(略)

- 15 -

(別紙様式3 都道府県等申請様式)

年 月 日

厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u> 殿 (略)

(別紙様式4~6)(略)

別添1~3 (略)

別添4 不正の防止基準

第1 検印等

- 1 検印等の承認
- (1)検印及び封印シール

都道府県知事等は認定を受けたと畜場等毎に、検査に合格した枝肉等に押印する認定番号をいれた検印(別記様式1)を作成し、生活衛生・食品安全部長ににその印影を届け出て、承認を得なければならない。

(略)

(2)容器包装に印刷する検査済証

都道府県等は認定を受けたと畜場等毎に、製品の容器包装に印刷する検査済証(別記様式3)及び必要な表示事項(別記様式4)の印刷見本をあらかじめ作成し、生活衛生・食品安全部長にその印刷見本を届け出て、承認を得なければならない。

(略)

2、3(略)

[別記様式1~4](略)

第2 (略)

(別紙樣式3 都道府県等申請樣式)

年 月 日

厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部長</u> 殿 (略)

(別紙樣式4~6)(略)

別添1~3 (略)

別添4 不正の防止基準

第1 検印等

- 1 検印等の承認
- (1)検印及び封印シール

都道府県知事等は認定を受けたと畜場等毎に、検査に合格した枝肉等に押印する認定番号をいれた検印(別記様式1)を作成し、<u>厚生労働省医薬食品局食品安全部長</u>ににその印影を届け出て、承認を得なければならない。

(略)

(2)容器包装に印刷する検査済証

都道府県等は認定を受けたと畜場等毎に、製品の容器包装に印刷する検査済証(別記様式3)及び必要な表示事項(別記様式4)の印刷見本をあらかじめ作成し、<u>厚生労働省医薬食品局食品安全部長</u>にその印刷見本を届け出て、承認を得なければならない。

(略)

2、3(略)

[別記様式1~4](略)

第2 (略)

別添 5 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続

(略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添 5 に同じ。)

〔別記様式5〕

(略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式

5 に同じ。)

- 17 -

対アラブ首長国連邦輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定等要領(平成21年2月18日食安発第0218001号別紙)新旧対照表

対アラブ首長国連邦輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定等要領│対アラブ首長国連邦輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定等要領

(作 成 日)平成21年2月18日 (最終改正日)平成28年6月3日 のアフノ自長国連邦制山千内を取り扱うと雷場寺の選定寺安禎

(作 成 日)平成21年2月18日

- 1 (略)
- 2 対UAE輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定手続について (1)(略)
- (2)都道府県知事等は、上記(1)の申出を受理したときは、次のア〜エの条件に適合することを審査し、支障がないと認めたときは、その旨を当該申出者に通知するとともに、別紙様式2に証明書発行機関の公印及び契印押印した別紙登録書等を添付して厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u>あて報告する。

ア~エ(略)

(3),(4)(略)

- 3 (略)
- 4 対UAE輸出牛肉の食肉衛生証明書について
- (1) UAEに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉処理 を行った選定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所(食肉 衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施し ている保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。) に別紙様式3の食肉衛生証明書の発行を申請する。<u>なお、</u>

- 1 (略)
- 2 対UAE輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定手続について (1)(略)
- (2)都道府県知事等は、上記(1)の申出を受理したときは、次のア〜エの条件に適合することを審査し、支障がないと認めたときは、その旨を当該申出者に通知するとともに、別紙様式2に証明書発行機関の公印及び契印を押印した別紙登録書等を添付して厚生労働省<u>医薬局食品安</u>全部長あて報告する。

ア~エ(略)

(3)(4)(略)

- 3 (略)
- 4 対UAE輸出牛肉の食肉衛生証明書について
- (1) UAEに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉処理 を行った選定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所(食肉 衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施し ている保健所。以下、「証明書発行食肉検査所」という。) に別紙様式3の食肉衛生証明書の発行を申請する。

電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によ <u>ることとする。</u>

(2)(略)

(3)検査に合格した牛肉を選定と畜場等の外部の施設に搬 出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時 点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、 食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発 行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら 記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、 当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。

(4)(略)

- (5)申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉 <u>について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行っ</u> た場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。
- (<u>6</u>)未記入の証明書様式については、不正等を防止するた め、必要枚数をその都度申請者に渡し、記録する等、都 道府県等において、適切に管理すること。

(7)(略)

5 (略)

(別添)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に 同じ。)

(別紙様式1 と畜場設置者申出様式)

(略)

- 1 と畜場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号)
- 2、3(略)

(別紙樣式1 食肉処理場設置者申出樣式)

(2)(略)

(3)(略)

- (4)未記入の証明書様式については、不正等を防止するた め、必要枚数をその都度申請者に渡し、記録する等、都 道府県市において、適切に管理すること。
- (5)(略)
- 5 (略)

(別紙様式1 と畜場設置者申出様式) (略)

- 1 と畜場の所在地及び名称
- 2、3(略)

(別紙樣式1 食肉処理場設置者申出樣式)

- 19 -

(略)

- 1 食肉処理場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号)
- 2、3(略)

(別紙様式2 都道府県等報告様式)

年 月

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿 都道府県知事等名

(略)

- と畜場及び食肉処理場の名称及び所在地(法人にあっ ては法人番号)
- 2、3(略)

(別紙様式3)(略)

(別紙様式4 食肉輸出計画書)

(略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式 5 に同じ。)

(略)

- 1 食肉処理場の所在地及び名称
- 2、3(略)

(別紙様式2 都道府県市報告様式)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

都道府県知事市長名

(略)

- 1 と畜場及び食肉処理場の所在地及び名称
- 2、3(略)

(別紙様式3)(略)

対シンガポール輸出食肉の取扱要領

(作 成 日)平成21年5月14日 (最終改正日)平成28年<u>6</u>月<u>3</u>日 対シンガポール輸出食肉の取扱要領

IΗ

(作 成 日)平成21年5月14日 (最終改正日)平成27年 <u>1</u>月<u>23</u>日

1、2 (略)

3 認定後の事務等

(1)検査申請

認定施設において、牛肉又は豚肉をシンガポールに輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令(昭和28年8月25日政令第216号。以下「施行令」という。)第7条に定めるる検査申請書のほか、牛肉にあっては別紙様式1-2及び別紙様式2による検査申請書及び家畜保健衛生所の確認書を、あらかじめ認定施設を管轄する食肉衛生検査所長あて提出すること。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添1によることとする。

(2)輸出食肉に係る食肉衛生証明書の発行等

ア (略)

イ 検査に合格した食肉を認定と畜場等の外部の施設に 搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発 行時点で荷送人荷受人又は仕向地が未定である場合に は、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、 再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者より 1、2 (略)

3 認定後の事務等

(1)検査申請

認定施設において、牛肉又は豚肉をシンガポールに輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令(昭和28年8月25日政令第216号。以下「施行令」という。)第7条に定める検査申請書のほか、牛肉にあっては別紙様式1-1による検査申請書を、豚肉にあっては別紙様式1-2及び別紙様式2による検査申請書及び家畜保健衛生所の確認書を、あらかじめ認定施設を管轄する食肉衛生検査所長あて提出すること。

(2)輸出食肉に係る食肉衛生証明書の発行等 ア (略)

- 21 -

これら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。

<u>ウ、エ</u> (略)

オ 申請者は、交付された食肉衛生証明書等に対応する 食肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等 を行った場合には、速やかに当該証明書等を返納する ものとする。

<u>カ</u>~ケ (略)

(3)厚生労働省の現地査察等

ア (略)

イ 輸出食肉検査担当官は、<u>別添2</u>チェックリストにより、業務が適正に実施されていることの確認を行う。

ウ (略)

(4)(略)

4~6 (略)

(別添1)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)

<u>(別添2)</u>対シンガポール輸出認定施設査察結果表 (略)

(別紙様式1-1、1-2、2、3-1、3-2)(略)

(別紙樣式4 食肉輸出計画書)

(略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)

<u>イ、ウ</u> (略)

ウ~キ (略)

(3)厚生労働省の現地査察等

ア (略)

イ 輸出食肉検査担当官は、<u>別添</u>チェックリストにより、 業務が適正に実施されていることの確認を行う。

ウ (略)

(4)(略)

4~6 (略)

<u>(別添)</u>対シンガポール輸出認定施設査察結果表 (略)

(別紙様式1-1、1-2、2、3-1、3-2)(略)

(別紙2)

施設の名称及び住所 <u>(法人にあっては法人番号)</u>		輸出可能品目	自治体
名称	住所		
施設名:			
(施設番号:)			

(別紙2)

施設の名称及び住所		輸出可能品目	自治体
名称	住所		
施設名:			
(施設番号:)			

- 23 -

対マカオ輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定等要領(平成21年7月28日食安発0728第1号別紙)新旧対照表

新 旧 対マカオ輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定等要領 対マカオ輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定等要領 (作 成 日)平成21年7月28日 (作 成 日)平成21年7月28日 (最終改正日)平成28年6月3日 (最終改正日)平成25年8月7日 1~3 (略) 1~3 (略) 対マカオ輸出牛肉の食肉衛生証明書について 4 対マカオ輸出牛肉の食肉衛生証明書について (1)マカオに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処 (1)マカオに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処 理を行った選定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所(食 理を行った選定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所(食 肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施 肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施 している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。) している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。) に別紙様式3の食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、 に別紙様式3の食肉衛生証明書の発行を申請する。 電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によ <u>ることとする。</u> (2)(略) (2)(略) (3)検査に合格した牛肉を選定と畜場等の外部の施設に搬 出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時 点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、 食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発 行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら 記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、 当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。 (3)(略) (<u>4</u>)(略) <u>(5)申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉</u> <u>について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行っ</u>

た場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。 (<u>6</u>)(略) (4)(略) (<u>5</u>)(略) (7)(略) 5~7 (略) 5~7 (略) (別添)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に 同じ。) (別紙様式1 と畜場設置者申出様式) (別紙様式1 と畜場設置者申出様式) (略) (略) 1 と畜場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号) 1 と畜場の所在地及び名称 2、3(略) 2、3(略) (別紙様式1 食肉処理場設置者申出様式) (別紙様式1 食肉処理場設置者申出様式) (略) (略) 1 食肉処理場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号) 1 食肉処理場の所在地及び名称 2、3(略) 2、3(略) (別紙様式2 都道府県等報告様式) (別紙様式2 都道府県市報告様式) 年 月 日 年 月 日 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿 厚生労働省医薬食品安全部長 殿 (略) (略) 1 と畜場及び食肉処理場の名称及び所在地(法人にあっ 1 と畜場及び食肉処理場の名称及び所在地 ては法人番号) 2、3(略) 2、3(略) (別紙様式3)(略) (別紙様式4 食肉輸出計画書)

- 25 -

(略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)

対タイ輸出牛肉取扱要領

(作 成 日)平成21年10月30日 (最終改正日)平成28年6月3日

1~3 (略)

- 4 認定後の事務
- (1)対タイ輸出牛肉の衛生証明書について

ア タイに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行った認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所(食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。)に別紙様式3の食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。

イ (略)

ウ 検査に合格した牛肉を認定と畜場等の外部の施設に 搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発 行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合 には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の 上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者 よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出 を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明 書を再発行する。

工 (略)

旧

対タイ輸出牛肉取扱要領

(作 成 日)平成21年10月30日

1~3 (略)

- 4 認定後の事務
- (1)対タイ輸出牛肉の衛生証明書について

ア タイに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行った認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所(食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。)に別紙様式3の食肉衛生証明書の発行を申請する。

イ (略)

<u>ウ</u> (略)

- 27 -

オ 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛 肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を 行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。

<u>力</u> (略)

<u>キ</u> (略)

(2)(3)(略)

5 (略)

(別添)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)

(別紙様式1 と畜場設置者申出様式)

(略)

- 1 と畜場の所在地及び名称<u>(法人にあっては法人番号)</u> 2、3(略)
- (別紙樣式 1 食肉処理場設置者申出樣式) (略)
 - 1 食肉処理場の所在地及び名称<u>(法人あっては法人番号)</u> 2、3(略)
- (別紙樣式2 都道府県等報告樣式)

年 月 日

厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u> 殿 都道府県知事等名

(略)

1 と畜場及び食肉処理場の名称及び所在地<u>(法人にあっては法人番号)</u>

<u>工</u> (略) <u>才</u> (略)

(2)(3)(略)

5 (略)

(別紙様式1 と畜場設置者申出様式) (略)

1 と畜場の所在地及び名称

2、3(略)

(別紙樣式 1 食肉処理場設置者申出樣式) (略)

1 食肉処理場の所在地及び名称

2、3(略)

(別紙様式2 都道府県市報告様式)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

都道府県知事市長名

(略)

1 と畜場及び食肉処理場の所在地及び名称

2、3(略)

(別紙様式3、4)(略)

(別紙様式5 食肉輸出計画書)

(略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式

2、3(略)

(別紙様式3、4)(略)

5 に同じ。)

- 29 -

対ベトナム輸出食鳥肉取扱要領(平成22年8月9日食安発0809第2号別紙)新旧対照表

新 旧 対ベトナム輸出食鳥肉取扱要領 対ベトナム輸出食鳥肉取扱要領 (作 成 日)平成21年10月30日 (作 成 日)平成21年10月30日 (最終改正日)平成28年6月3日 1~3 (略) 1~3 (略) 4 対ベトナム輸出食鳥肉取扱施設の登録 4 対ベトナム輸出食鳥肉取扱施設の登録 (1)(略) (1)(略) (2)都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、 (2)都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、 対ベトナム輸出食鳥肉取扱施設として登録するとともに、 対ベトナム輸出食鳥肉取扱施設として登録するとともに、 別紙様式2により厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生 別紙様式2により厚生労働省医薬食品局食品安全部長あ ・食品安全部長あて報告する。 て報告する。 (3)(4)(略) (3)(4)(略) 5 食肉衛生証明書の発行 5 食肉衛生証明書の発行 (1)ベトナムに食鳥肉を輸出しようとする者は、当該食鳥 (1)ベトナムに食鳥肉を輸出しようとする者は、当該食鳥 肉の処理を行った登録施設を管轄する食肉衛生検査所又 肉の処理を行った登録施設を管轄する食肉衛生検査所又 は保健所(以下「証明書発行機関」という。)に食肉衛 は保健所(以下「証明書発行機関」という。)に食肉衛 生証明書(別紙様式3)の発行を申請する。なお、電子 生証明書(別紙様式3)の発行を申請する。 メールにより申請を行う場合にあっては、別添によるこ とと<u>する。</u> (2)(略) (2)(略) <u>(3)検査に合格した食鳥肉を登録施設の外部の施設に搬出</u>

し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点 で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食 肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、 当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。

(4)(略)

(5)申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食鳥 肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。

(6)(略)

(7)(略)

6 登録事項の変更

都道府県知事等は、登録施設の設置者等が登録内容について変更したときは、遅滞なく当該変更の内容及び年月日を厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長あて報告する。

(別添)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)

(別紙様式1)

(略)

対ベトナム輸出食鳥肉を取り扱う施設の名称及び所在地 <u>(法人にあっては法人番号)</u>(日本語・英語併記)

(略)

(別紙様式2)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿

(3)(略)

(4)(略)

(5)(略)

6 登録事項の変更

都道府県知事等は、登録施設の設置者等が登録内容について変更したときは、遅滞なく当該変更の内容及び年月日を厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて報告する。

(別紙様式1 と畜場設置者申出様式)

(略)

対ベトナム輸出食鳥肉を取り扱う施設の名称及び所在地 (日本語・英語併記)

(略)

(別紙様式2)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

- 31 -

(略)

対ベトナム輸出食鳥肉を取り扱う施設の名称及び所在地 <u>(法人にあっては法人番号)</u>(日本語・英語併記)

(略)

(別紙様式3)(略)

(別紙様式4)

(略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)

(略)

対ベトナム輸出食鳥肉を取り扱う施設の名称及び所在地 (日本語・英語併記)

(略)

(別紙様式3)(略)

新 IΗ 対マカオ輸出豚肉取扱要領 対マカオ輸出豚肉取扱要領 (作成日)平成22年11月8日 (作 成 日)平成22年11月8日 (最終改正日)平成28年6月3日 1~3 (略) 1~3 (略) 証明書の発行事務等 4 証明書の発行事務等 (1)マカオに豚肉を輸出しようとする者は、当該豚肉の処│(1)マカオに豚肉を輸出しようとする者は、当該豚肉の処 理を行ったと畜場又は食肉処理場を管轄する食肉衛生検 理を行ったと畜場又は食肉処理場を管轄する食肉衛生検 査所又は保健所(以下「証明書発行機関」という。)に 査所又は保健所(以下「証明書発行機関」という。)に 別紙様式1の食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、 別紙様式の証明書の発行を申請する。 電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によ ることとする。 (2)証明書発行機関は、と畜場又は食肉処理場で適切にと│(2)証明書発行機関は、と畜場又は食肉処理場で適切にと さつ、解体及び分割された豚肉について食肉衛生証明書 さつ、解体及び分割された豚肉について証明書を発行す を発行する。 (3)検査に合格した豚肉をと畜場又は食肉処理場の外部の 施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書 の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場 合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の 上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よ りこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受 けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再 発行する。 (<u>4</u>)(略) (3)(略)

- 33 -

(5)申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉 について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行っ た場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。

(<u>6</u>)(略)

(7)(略)

5、6 (略)

(別添)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)

(<u>別紙様式1</u>)(略)

(別紙様式2 食肉輸出計画書)

(略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)

(<u>4</u>)(略) (<u>5</u>)(略)

5、6 (略)

(別紙様式)(略)

新 IΗ 対メキシコ輸出牛肉等の取扱要領 対メキシコ輸出牛肉等の取扱要領 (作 成 日)平成26年2月17日 (作成日)平成26年2月17日 (最終改正日)平成28年6月3日 1、2 (略) 1、2 (略) 3 認定後の事務等 3 認定後の事務等 (1)(略) (1)(略) (2)対メキシコ輸出牛肉等の衛生証明書について (2)対メキシコ輸出牛肉等の衛生証明書について ア メキシコに牛肉等を輸出しようとする者は、証明書 ア メキシコに牛肉等を輸出しようとする者は、証明書 発行機関に別紙様式3の衛生証明書の発行を申請する。 発行機関に別紙様式3の衛生証明書の発行を申請する。 なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、 別添によることとする。 イ (略) イ (略) ウ 検査に合格した牛肉等を認定施設の外部の施設に搬 出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行 時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合に し、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、 再発行<u>が必要である旨を明記して発行し、申請者より</u> これら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受 けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を 再発行する。 工 (略) <u>ウ</u> (略)

- 35 -

<u>力</u> (略) 工 (略) <u>オ</u> (略) <u>キ</u> (略) (3)(4)(略) (3)(4)(略) 4~6 (略) (別添)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に 同じ。) (別紙樣式1 表示事項印刷見本届出樣式) (略) (略) 1 認定施設の所在地及び名称(法人にあっては法人番号) 2 (略) (略) (別紙様式2 都道府県等報告様式) 年 月 日 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿 1 認定施設の名称及び所在地(法人にあっては法人番号) (略) (略) 2

オ 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛 肉等について、ロットの再構成や封印シールの開封等

<u>を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するも</u>

<u>のとする。</u>

(別紙様式3、4)(略)

5 に同じ。)

(別紙様式5 食肉輸出計画書)

(略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式

(3人(4)(略) 4~6 (略) (別紙様式1 表示事項印刷見本届出様式) (略) 1 認定施設の所在地及び名称 2 (略) (別紙様式2 都道府県市報告様式) 年 月 日 厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿 (略) 1 認定施設の名称及び所在地 2 (略)

(別紙様式3、4)(略)

対ベトナム輸出食肉取扱要領

(作 成 日)平成26年2月27日 (最終改正日)平成28年6月3日

1~3 (略)

4 対ベトナム輸出食肉取扱施設の登録

(1)(略)

(2)都道府県知事等は(1)の申請を受理したときは、対ベトナム輸出食肉取扱施設として登録するとともに、別紙様式3に別紙様式2及び施設の現状が確認できる書類を添付した上で、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長(以下「生活衛生・食品安全部長」という。)あて報告する。

(略)

(3)(4)(略)

- 5 食肉衛生証明書の発行
- (1)対ベトナム輸出食肉を輸出しようとする者は、当該食肉の処理を行った登録施設を管轄する食肉衛生検査所又は保健所(以下「証明書発行機関」という)に食肉衛生証明書(牛肉及び牛の内臓にあっては別紙様式4-1、豚肉及び豚の内臓にあっては別記様式4-2)の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。

旧

対ベトナム輸出食肉取扱要領

(作成日)平成26年2月27日

1~3 (略)

4 対ベトナム輸出食肉取扱施設の登録

(1)(略)

(2)都道府県知事等は(1)の申請を受理したときは、対ベトナム輸出食肉取扱施設として登録するとともに、別紙様式3に別紙様式2及び施設の現状が確認できる書類を添付した上で、厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部長</u>あて報告する。

(略)

(3)(4)(略)

- 5 食肉衛生証明書の発行
- (1)対ベトナム輸出食肉を輸出しようとする者は、当該食肉の処理を行った登録施設を管轄する食肉衛生検査所又は保健所(以下「証明書発行機関」という。に食肉衛生証明書(牛肉及び牛の内臓にあっては別紙様式4-1、豚肉及び豚の内臓にあっては別記様式4-2)の発行を申請する。

(2)(略)

- 37 -

(2)(略)

- (3)検査に合格した食肉を登録施設の外部の施設に搬出し 保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で 荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉 衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が 必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載 事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当 該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。
- (4)(略)

(5)申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食肉 について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行っ た場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。

(6)(略)

(7)(略)

6 登録事項の変更

都道府県知事等は、登録施設の設置者等が別紙様式2及び加工工程のフローチャート記載事項について変更したときは、遅滞なく、当該内容及び変更日を、生活衛生・食品安全部長あて報告する。

7 登録の廃止

都道府県知事等は、登録施設が上記3の要件を満たさなくなった場合又は登録施設の設置者等が登録の廃止を申請した場合、登録を廃止するとともに、遅滞なく、当該施設名及び廃止日を、生活衛生・食品安全部長あて報告する。

8 (略)

(別添)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続

(3)(略)

(4)(略)

(5)(略)

6 登録事項の変更

都道府県知事等は、登録施設の設置者等が別紙様式2及び加工工程のフローチャート記載事項について変更したときは、遅滞なく、当該内容及び変更日を、<u>厚生労働省医薬食品</u>局食品安全部長あて報告する。

7 登録の廃止

都道府県知事等は、登録施設が上記3の要件を満たさなくなった場合又は登録施設の設置者等が登録の廃止を申請した場合、登録を廃止するとともに、遅滞なく、当該施設名及び廃止日を、<u>厚生労働省医薬食品局食品安全部長</u>あて報告する。

8 (略)

(略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)

(別紙様式1)

(略)

対ベトナム輸出食肉を取り扱う施設の名称及び所在地<u>(法</u>人にあっては法人番号)(日本語・英語併記)

(略)

(別紙様式2)(略)

(別紙様式3)

年 月

日

厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u> 殿 (略)

対ベトナム輸出食肉を取り扱う施設の名称及び所在地<u>(法</u> <u>人にあっては法人番号)(</u>日本語・英語併記)

(略)

(別紙様式4-1、4-2)(略)

(別紙様式5)

(略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)

(別紙様式1)

(略)

対ベトナム輸出食肉を取り扱う施設の名称及び所在地(日本語・英語併記)

(略)

(別紙様式2)(略)

(別紙様式3)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

(略)

対ベトナム輸出食肉を取り扱う施設の名称及び所在地<u>(法</u> <u>人にあっては法人番号)(</u> 日本語・英語併記)

(略)

(別紙様式4-1、4-2)(略)

(別紙様式5)

(略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)

- 39 -

対ニュージーランド輸出牛肉の取扱要綱(平成26年3月28日食安発0328第13号別紙)新旧対照表

新

対ニュージーランド輸出牛肉の取扱要綱

(作 成 日)平成26年 3 月28日 (最終改正日)平成28年 6 月 3 日 対ニュージーランド輸出牛肉の取扱要綱

(作 成 日)平成26年3月28日

1~3 (略)

4 衛生証明書の発行事務等

(1)検査申請

対ニュージーランド輸出牛肉取扱と畜場等において、 牛肉をニュージーランドに輸出するために牛をとさつ・ 解体及び分割しようとする者は、あらかじめと畜場法施 行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7条に 定める検査申請書のほか、別紙様式1による申請書を管 轄する食肉衛生検査所に提出する。なお、電子メールに より申請を行う場合にあっては、別添によることとする。

(2)輸出牛肉に関する食肉衛生証明書の発給等ア (略)

イ 検査に合格した食肉を登録施設の外部の施設に搬出 し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時 点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、 食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再 発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこ れら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受け た後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再 発行する。 1~3 (略)

4 衛生証明書の発行事務等

(1)検査申請

対ニュージーランド輸出牛肉取扱と畜場等において、 牛肉をニュージーランドに輸出するために牛をとさつ・ 解体及び分割しようとする者は、あらかじめと畜場法施 行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7条に 定める検査申請書のほか、別紙様式1による申請書を管 轄する食肉衛生検査所に提出する。

(2)輸出牛肉に関する食肉衛生証明書の発給等 ア (略) <u>ウ</u> (略)

工 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。

<u>オ~キ</u> (略)

5、6(略)

(別添) 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)

(別紙様式1、2)(略)

(別紙様式3)

(略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)

<u>イ</u> (略)

<u>ウ~オ</u> (略)

5、6(略)

(別紙様式1、2)(略)

関に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請す

る。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては

別添 3 によることとする。

対フィリピン輸出牛肉の取扱要綱(平成26年5月16日食安発0516第5号別紙)新旧対照表

- 41 -

新 旧 対フィリピン輸出牛肉の取扱要綱 対フィリピン輸出牛肉の取扱要綱 (作 成 日)平成26年3月28日 (作 成 日)平成26年5月16日 (最終改正日)平成28年6月3日 (最終改正日)平成26年8月28日 1 (略) (略) 2 対フィリピン輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定 2 対フィリピン輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定 (1)(略) (1)(略) (2)都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、 (2)都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、 次のア~エの条件に適合することを審査し、支障がない 次のア~エの条件に適合することを審査し、支障がない と認めたときは、当該と畜場等を対フィリピン輸出牛肉 と認めたときは、当該と畜場等を対フィリピン輸出牛肉 取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という」。)、 取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という」。)、 施設番号を付与の上、別紙様式2により、別添1に基づ 施設番号を付与の上、別紙様式2により、別添1に基づ く資料及び関係書類を添付して厚生労働省医薬・生活衛 く資料及び関係書類を添付して厚生労働省医薬食品局食 生局生活衛生・食品安全部長あて報告する。(略) 品安全部長あて報告する。(略) (3)~(6)(略) (3)~(6)(略) 3 (略) 3 (略) 4 食肉衛生証明書の発行 4 食肉衛生証明書の発行 (1)フィリピンに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の (1)フィリピンに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の 処理を行おうとする認定と畜場等を管轄する証明書発行機 処理を行おうとする認定と畜場等を管轄する証明書発行機

関に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請す

(2)(略)

(3)検査に合格した牛肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。

(4)(略)

(5)申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉 について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行っ た場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。

(6)(略)

5~8(略)

(別添1、2)(略)

(別添3)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)

(別紙様式1 と畜場等設置者申請書様式)

(略)

1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称<u>(法人にあっては法人番号)</u>(日本語・英語併記)

2、3(略)

(別紙樣式2 都道府県知事等報告様式)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿

(2)(略)

(3)(略)

(4)(略)

5~8(略)

(別添1、2)(略)

(別紙様式1 と畜場等設置者申請書様式)

(略)

1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称(日本語・英語併記)

2、3(略)

(別紙樣式2 都道府県知事等報告樣式)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

- 43 -

(略)

1 と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号<u>(法</u>人にあっては法人番号)(日本語・英語併記)

2、3(略)

(別紙様式3~5)(略)

(別紙樣式6 食肉輸出計画書)

(略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)

(略)

1 と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号(日本語・英語併記)

2、3(略)

(別紙様式3~5)(略)

対カタール輸出牛肉の取扱要綱

(作 成 日)平成26年8月28日 (最終改正日)平成28年6月3日

1 (略)

- 2 対カタール輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定
- (1)(略)
- (2)都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、次のア~ウの条件に適合することを審査し、支障がないと認めたときは、当該と畜場等を対カタール輸出牛肉取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という」。)、施設番号を付与の上、別紙様式2により、厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u>あて報告する。 (略)

(3)(4)(略)

- 3 (略)
- 4 食肉衛生証明書の発行
- (1)カタールに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行おうとする認定と畜場等を管轄する証明書発行機関に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。 なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。

旧

対カタール輸出牛肉の取扱要綱

(作成日)平成26年8月28日

- 1 (略)
- 2 対カタール輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定
- (1)(略)
- (2)都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、次のア~ウの条件に適合することを審査し、支障がないと認めたときは、当該と畜場等を対カタール輸出牛肉取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という」。)施設番号を付与の上、別紙様式2により、厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて報告する。(略)

(3)(4)(略)

- 3 (略)
- 4 食肉衛生証明書の発行
- (1)カタールに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行おうとする認定と畜場等を管轄する証明書発行機関に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。

(2)(略)

- 45 -

(2)(略)

(3)検査に合格した牛肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。

(<u>4</u>),(<u>5</u>)(略)

(6)申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食肉 について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行っ た場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。

5、6(略)

(別添)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)

(別紙様式1 と畜場等設置者申請書様式) (略)

1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称<u>(法人にあっては法人番号)(</u>日本語・英語併記) 2、3(略)

(別紙様式2 都道府県知事等報告様式)

年 月 日

厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u> 殿 (略)

1 と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号<u>(法</u>人にあっては法人番号)(日本語・英語併記)

(3)(4)(略)

5、6(略)

(別紙様式1 と畜場等設置者申請書様式) (略)

1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称(日本語・英 語併記)

2、3(略)

(別紙樣式2 都道府県知事等報告樣式)

年 月 日

厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部長</u> 殿 (略)

1 と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号(日本語・英語併記)

2、3(略)

(別紙様式3~5)(略)

(別紙様式6 食肉輸出計画書)

(略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)

2、3(略)

(別紙様式3~5)(略)

- 47 -

対インドネシア輸出牛肉の取扱要綱(平成26年12月3日食安発1203第2号別紙)新旧対照表

新 旧 対インドネシア輸出牛肉の取扱要綱 対インドネシア輸出牛肉の取扱要綱 (作 成 日)平成26年12月3日 (作成日)平成26年12月3日 (最終改正日)平成28年6月3日 1 (略) (略) 2 対インドネシア輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定 2 対インドネシア輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定 (1)(略) (1)(略) (2)都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、 (2)都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、 次のア~エの条件に適合することを審査し、支障がない 次のア~エの条件に適合することを審査し、支障がない と認めたときは、当該と畜場等を対インドネシア輸出牛 と認めたときは、当該と畜場等を対インドネシア輸出牛 肉取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という」。)、 肉取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という」。)、 施設番号を付与の上、別紙様式2により、別添1に基づ 施設番号を付与の上、別紙様式2により、別添1に基づ く資料及び関係書類を添付して厚生労働省医薬・生活衛 く資料及び関係書類を添付して厚生労働省医薬食品局食 生局生活衛生・食品安全部長あて報告する。(略) 品安全部長あて報告する。(略) (3)~(6)(略) (3)~(6)(略) 3 (略) 3 (略) 4 食肉衛生証明書の発行 4 食肉衛生証明書の発行 (1) インドネシアに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉 (1)インドネシアに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉

の処理を行おうとする認定と畜場等を管轄し、食肉衛生証

明書の発行を行う食肉衛生検査所又は保健所(以下「証明

書発行機関」という。) に対し、当該牛肉に係る食肉衛生

証明書の発行を申請する。

の処理を行おうとする認定と畜場等を管轄し、食肉衛生証

明書の発行を行う食肉衛生検査所又は保健所(以下「証明

書発行機関」という。) に対し、当該牛肉に係る食肉衛生

証明書の発行を申請する。 なお、電子メールにより申請を

行う場合にあっては、別添 3 によることとする。

(2)(略)

(3)検査に合格した牛肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。

(4)(5)(略)

(6)申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉 について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行っ た場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。

5~8(略)

(別添1、2)(略)

(別添3)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)

(別紙様式1 と畜場等設置者申請書様式)

(略)

1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称<u>(法人にあっては法人番号)</u>(日本語・英語併記)

2、3(略)

(別紙樣式2 都道府県知事等報告様式)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿

(2)(略)

(3)(4)(略)

5~8(略)

(別添1、2)(略)

(別紙様式1 と畜場等設置者申請書様式)

(略)

1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称(日本語・英語併記)

2、3(略)

(別紙様式2 都道府県知事等報告様式)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

- 49 -

(略)

1 と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号<u>(法</u> 人にあっては法人番号)(日本語・英語併記)

2、3(略)

(別紙様式3、4)(略)

(別紙様式5 食肉輸出計画書)

(略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)

(略)

1 と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号(日本語・英語併記)

2、3(略)

(別紙様式3、4)(略)

対バーレーン輸出牛肉の取扱要綱

(作 成 日)平成27年6月11日 (最終改正日)平成28年6月3日

1 (略)

- 2 対バーレーン輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定(1)(略)
- (2)都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、次のア~ウの条件に適合することを審査し、支障がないと認めたときは、当該と畜場等を対バーレーン輸出牛肉取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という」。)施設番号を付与の上、別紙様式2により、厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u>あて報告する。(略)
- (3)(4)(略)
- 3 (略)
- 4 食肉衛生証明書の発行
- (1) バーレーンに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の 処理を行おうとする認定と畜場等を管轄し、食肉衛生証明 書の発行を行う食肉衛生検査所又は保健所(以下「証明書 発行機関」という。)に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証 明書の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を行

旧

対バーレーン輸出牛肉の取扱要綱

(作 成 日)平成27年6月11日

1 (略)

- 2 対バーレーン輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定(1)(軽)
- (1)(略)
- (2)都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、次のア~ウの条件に適合することを審査し、支障がないと認めたときは、当該と畜場等を対バーレーン輸出牛肉取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という」。)施設番号を付与の上、別紙様式2により、厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部長</u>あて報告する。(略)

(3)(4)(略)

- 3 (略)
- 4 食肉衛生証明書の発行
- (1) バーレーンに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の 処理を行おうとする認定と畜場等を管轄し、食肉衛生証明 書の発行を行う食肉衛生検査所又は保健所(以下「証明書 発行機関」という。)に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証 明書の発行を申請する。

- 51 -

う場合にあっては、別添によることとする。

(2)(略)

- (3)検査に合格した牛肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。
- (4)(5)(略)
- (6)申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食肉 について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行っ た場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。

5、6(略)

(別添)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添 5 に同じ。)

(別紙様式1 と畜場等設置者申請書様式)

(略)

- 1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称 (法人にあっては法人番号)(日本語・英語併記)
- 2、3(略)

(別紙樣式2 都道府県知事等報告様式)

年 月 日

厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u> 殿 (略)

1 と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号(法

(2)(略)

(3)(4)(略)

5、6(略)

(別紙様式1 と畜場等設置者申請書様式)

(略)

- 1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称(日本語・英 語併記)
- 2、3(略)

(別紙樣式2 都道府県知事等報告樣式)

年 月 日

厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部長</u> 殿 (略)

1 と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号(日

<u>人にあっては法人番号)(</u>日本語・英語併記) 2、3(略)

(別紙様式3~4)(略)

(別紙様式5 食肉輸出計画書)

(略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)

本語・英語併記) 2、3(略)

(別紙様式3~4)(略)

- 53 -

対ミャンマー輸出牛肉の取扱要綱(平成27年10月16日食安発1016第1号別紙)新旧対照表

新 旧 対ミャンマー輸出牛肉の取扱要綱 対ミャンマー輸出牛肉の取扱要綱 (作成日)平成27年10月16日 (作成日)平成27年10月16日 (最終改正日)平成28年6月3日 (略) (略) 2 対ミャンマー輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定 2 対ミャンマー輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定 (1)(略) (1)(略) (2)都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、 (2)都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、 次のア~ウの条件に適合することを審査し、支障がない 次のア~ウの条件に適合することを審査し、支障がない と認めたときは、当該と畜場等を対ミャンマー輸出牛肉 と認めたときは、当該と畜場等を対ミャンマー輸出牛肉 取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という」。)。 取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という」。)、 施設番号を付与の上、別紙様式2により、厚生労働省医 施設番号を付与の上、別紙様式2により、厚生労働省医 薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長あて報告する。 薬食品局食品安全部長あて報告する。(略) (略) (3)(4)(略) (3)(4)(略) 3 (略) 3 (略) 4 食肉衛生証明書の発行 4 食肉衛生証明書の発行 (1) ミャンマーに牛肉を輸出しようとする者は、証明書発行 (1)ミャンマーに牛肉を輸出しようとする者は、証明書発行 機関に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請 機関に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請 する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあって する。 <u>は、別添によることとする。</u> (2)(略) (2)(略)

(3)検査に合格した牛肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。

(<u>4</u>)、(<u>5</u>)(略)

(6)申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉 について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行っ た場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。

5、6(略)

(別添)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)

(別紙様式1 と畜場等設置者申請書様式) (略)

1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称 (法人にあっては法人番号)(日本語・英語併記) 2、3(略)

(別紙様式2 都道府県知事等報告様式)

年 月 日

厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u> 殿 (略)

1 と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号<u>(法</u> 人にあっては法人番号)(日本語・英語併記)

2、3(略)

(3)(4)(略)

5、6(略)

(別紙様式1 と畜場等設置者申請書様式) (略)

1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称(日本語・英語併記)

2、3(略)

(別紙様式2 都道府県知事等報告様式)

年 月 日

厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部長</u> 殿 (略)

1 と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号(日本語・英語併記)

2、3(略)

- 55 -

(別紙様式3~5)(略)

(別紙樣式6 食肉輸出計画書)

(略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)

(別紙様式3~5)(略)

新 IΗ 対香港輸出肉の取り扱いについて 対香港輸出肉の取り扱いについて (作成日)昭和44年4月7日 (作成日)昭和44年4月7日 (最終改正日)平成28年6月3日 (最終改正日) 平成<u>22</u>年 <u>5</u> 月<u>10</u>日 1~3 (略) 1~3 (略) 別添 (略) 別添 (略) 別添様式1~4 (略) 別添様式1~4 (略) (別紙1)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に 同じ。) (別紙様式 食肉輸出計画書) (略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式 5 に同じ。) (別紙2)食肉衛生証明書の発行及び取扱い上の留意点 1.検査に合格した食肉を選定施設の外部の施設に搬出し保管 を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、 荷受人又は仕向地が未定である場合には、選定施設を管轄す る食肉衛生検査所又は保健所は、食肉衛生証明書は該当欄に 「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発 行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書

- 57 -
- <u>の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明</u> <u>書を再発行する。</u>
- 2.選定施設を管轄する食肉衛生検査所又は保健所は、発行 した食肉衛生証明書の原本を申請者に交付するとともに、当 該原本の写し及び関係書類を1年間保管する。なお、未記入 の食肉証明書様式については、不正等を防止する観点から、 適切に管理する。
- 3 .輸出者は、交付された食肉衛生証明書の原本を食肉に添付して輸出するものとし、証明書の交付後にロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。